

鉄道研究会 会則

第1章 総 則

<本会則の目的>

第1条 本会則は、本会の活動を円滑にし、且つ本会に所属する全会員（以下、会員と略す）が自由に活動する為の基礎として、これを定める。

<本会の名称>

第2条 本会は、名城大学理工学部「鉄道研究会」と称す。

<本会の目的>

第3条 本会は、鉄道をはじめとした交通が歩んできた道・鉄道をはじめとした交通の社会的役割を研究する事を目的とする。

<本会の活動>

第4条 本会は、前述第3条の目的達成の為、種々の活動を遂行する。また、年間の活動計画は総会において決定するものとする。

<本会活動の趣旨>

第5条 本会は、会員のより深い知識を得る為の研究と情報交換の場であることを主旨とする。

<本会の構成員>

第6条 本会の構成員は、後述第9条1項又は2項の条件を満たし、且つ後述第15条・第16条の手続きを完了していない者全員である。

<本会の機構>

第7条 本会は、全会員が参加する議決機関と、その機関による議決項目を円滑に遂行する執行機関を有する。

第2章 会 員

第1節 通則

<会員の定義>

第8条 後述第9条1項又は2項の資格を有する者を、名城大学理工学部「鉄道研究会会員」とする。

<会員の資格>

- 第9条 ①本会会員としての資格は、名城大学に在籍する健全な学部生および院生（以下これを学生とする）で、後に定める入会手続きを完了した者がこれを有する。
②名城大学に在籍する学生でなくとも、大学、短期大学、大学院、専門学校、大学校に在籍する者であれば、部長、及び部長が委任した者による面接において、本会活動に参加する意志が強く、健全な人格を持つと認められた場合、定例会において承認を得、会員としての資格を与える。但し、当該学生の所属する大学に鉄道研究会、及びそれに類するものが存在している場合は、これを認めない。

<会員の権利>

- 第10条 会員は、次の権利を有する。
①本会議決機関における発言権及び議決権。
②本会企画の行事活動参加権。
③本会加盟団体及び加盟団体企画参加権。
④後述第18条の義務終了後の退会書調印権。

<会員の義務>

- 第11条 会員は、次の義務を負う。
①年会費及び別に定める諸費用の納入義務。
②本会議決機関への出席義務。
③本会活動への参加義務。

第2節 入会

<入会資格>

- 第12条 ①本会入会希望者は、前述第9条1項又は2項に該当する者でなければならない。
②後述第70条により、退会処分を受けた者の再入会は一切認めない。尚、後述第16条の手続きを完了した者はこの限りではない。

<入会手続>

第13条 本会入会希望者は、入会届を提出しなければならない。

<入会許可>

第14条 入会許可は、入会届を検討の上、部長の名において認可する。但し、部長は必要に応じて公聴会を招集する権限を有する。

第3節 退会

<自然退会>

第15条 前述第9条1項又は2項の資格を卒業もしくは退学等により喪失した者は、OB会入会の権利を得る。尚、退会届提出の義務を負わないものとする。

<退会手続>

第16条 退会希望者は、後述第18条の義務完了後、部長へ退会届を提出し、退会許可を受けなくてはならない。部長は、退会希望者が後述第18条の義務を完遂していない場合に限り、これを不許可とする事ができる。

<退会許可>

第17条 退会許可は、退会届検討の上、部長の名において認可する。但し、部長は必要に応じて公聴会を招集する権限を有する。

<退会時の会員の義務>

第18条 退会希望者は、会計の裁量により延滞会費及びその他会計上の決済完了の上、事務引継を完了しなくてはならない。但し、会計は先払い分の会費等の払戻は一切行わない。

第3章 議決機関

第1節 通則

<機構>

第19条 本会の議決機関は、総会及び定例会より成立する。

<役員>

第20条 議決機関における議長・書記は、執行部が各々担当する。

第2節 総会

<地位>

第21条 総会は、本会の最高議決機関である。

<役割>

第22条 総会は、次に示す重要事項に関する議決等を行う。

- ①会則改正と承認。
- ②執行機関構成役員の選出及び承認。
- ③年間活動計画の決定。

<機構>

第23条 総会は、以下の通りとする。

- ①定期総会。
- ②臨時総会。

<開催期日>

第24条 ①定期総会は、年一回開催するものとする。

②臨時総会は、部長により緊急に総会を開催する必要があると判断された際、あるいは会員の4分の1以上の開催要求があった場合に開催しなければならない。

<招集>

第25条 総会の招集日は、期日・場所を決定の上、部長が全会員に通達するものとする。

<成立>

第26条 ①総会は、全会員の3分の2以上の出席を以て成立する。

②但し、この場合に限り後述第28条に定める書類の提出者は出席扱いとする。

<可決>

- 第27条 ①総会での議題可決は、出席者の4分の3以上の賛成を必要とする。
②但し、後述第28条に定める書類の提出者は議決権を認めない。

<委任>

- 第28条 やむを得ず総会を欠席、遅刻、早退する者は、執行部が定める書類に明確な理由を明記のうえで、定期総会の3日前までに提出する義務を負う。また、執行部の承認を必要とする。但し、急迫の場合はこの限りではない。

第3節 定例会

<地位>

- 第29条 定例会は、総会での決定事項における細部の具体的事象に関する議決等を行行使する機関である。

<開催期日・場所>

- 第30条 定例会は、前期及び後期最初の定例会において、別途定める日に当会部室又は部長の指定する場所において開催する。但し、定期試験時、大学祭期間中及び各期休暇中はこの限りではない。

<招集>

- 第31条 キ 前述第30条によって定められた日時に、卒業年次を迎えた会員を除く全会員(但し、天白
キャンパスに在籍しない会員はこの限りではない)が出席する。

<委任状に関する特例>

- 第32条 キ 講義等、及び天白キャンパス以外に在籍する会員の理由で、長期にわたり定例会に出席できない者は、執行部の承認を得なければならない。

<成立・可決>

- 第33条 定例会における議題可決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

<決定事項に対する異議の申立>

- 第34条 卒業年次を迎えた会員または天白キャンパス以外に在籍する会員は定例会において可決された事項について異議のある者は、部長に対して異議申立ができる。但し、再審議において出席者の過半数の賛成により可決された場合、再度の異議申立はできない。

第4章 執行機関

第1節 通則

<目的>

- 第35条 本会の活動を円滑に遂行する為に、これを設置する。

<役員>

- 第36条 前述第35条の目的達成の為、下記の役員を設置し、①～④を執行部と定める。

- ① 部長 1名
- ② 副部長 1名
- ③ 会計 1名
- ④ 渉外 1名
- ⑤ 物品管理 1名
- ⑥ 情報管理 1名

<役員の間務>

- 第37条 会員が極端に少ない時に限り、部長を除く各役員の間務を認める。但し、間務は2つまでとする。しかし、情報管理はその限りではない。

<実行委員>

- 第38条 定例会において、部の活動及び行事を円滑に遂行する為の実行委員を選出する。

第2節 役員の間務

<部長>

第39条 部長は、本会の最高責任者である。

<副部長>

第40条 部長を補佐し、部長の承認の下、部長の職務を代理で務めることができる。

<会計>

第41条 会計は、会計の責任者であり、会計に関して一切の権限を有する。

<渉外>

第42条 学外機関との渉外の責任者とする。

<物品管理>

第43条 物品管理は、部室の清掃及び物品等の管理責任者である。

<情報管理>

第44条 情報管理は、本会公式サイトおよびSNS、メーリング、部のPCなどの管理をする。

<補足>

第45条 書類管理は各行事の責任者が担当する。ただし責任者がそれを実行できない場合は部長が担当する。

第5章 役員関連

<役員の任命>

第46条 総会において署名も含め出席者の4分の3以上の信任を得た場合、役員に任命する。

<役員の解任>

第47条 総会において署名も含め出席者の4分の3以上の賛同を得た場合、役員を解任する。

<役員の辞職>

第48条 役員の都合による役員の辞意があった場合、総会を開いた上で4分の3以上の賛同を得た場合、解任する

<後任の決定>

第49条 役員を解任した場合、14日以内に後任を決める。

<臨時役員の指名>

第50条 役員の解任後、緊急に総会を開けない場合は、定例会などで部長の裁量及び役員の打ち合わせにより臨時の代役を決めることができる。

<臨時役員の任命>

第51条 上記の場合、部長がその責任を持ち、定例会で議決を得なければならない。

第6章 財 務

第1節 通則

<機構>

第52条 財務は、一般会計及び行省会計により運用される。

<会計報告>

第53条 ①一般会計の会計報告は、後述第64条の規定により会計が行う。
②行省会計の会計報告は個々の決済終了後に、後述第69条の規定により会計が行う。

<会計監査>

第54条 会計報告に不審のある場合は、議決機関において会計監査員を選出し、厳粛かつ公正に会計監査を行う。

<会計監査員の報告義務>

第55条 会計監査員は、前述第54条を受けてその職務上の性格を重視し、議決機関にその調査結果を詳細に報告する義務を負う。

<関係書類の整理>

第56条 ①一般会計と行省会計の帳簿は、永久保存とする。
②一般会計と行省会計の収支に関する書類は、最低5年間の保存とする。
③前述1項及び2項の管理は、会計が行うものとする。

<関係書類の公開>

第57条 会計監査員がその職務遂行の為に関係書類の公開を求めた場合に限り、会計はこれを公開

しなければならない。

第2節 一般会計

<詳細>

第58条 一般会計は、会員より徴収する会費等の収入財務及び活動援助費等で賄われる全般財務である。

<納入義務>

第59条 会費及び施設拡充費は、会計の指示により各自納入しなくてはならない。

<会費>

第60条 会費の額は、前期最初の定例会においてこれを決定する。

<会費の軽減措置>

- 第61条 ① 4月～7月に入部した者は第60条で決定した額を納入する。
② 8月～11月に入部した者は第60条で決定した額の3分の2を納入する。
③ 12月～3月に入部した者は第60条で決定した額の3分の1を納入する。

<施設拡充費>

第62条 施設拡充費の額は、議決機関において必要に応じてこれを決定する。

<支出>

第63条 支出は、議決機関の承認の下で、会計が管理する。

<決算>

第64条 定期総会において、任期中の会計収支を全て決算し報告しなければならない。ただし、定期総会後に収支の変動があった場合、任期満了の翌月最初の定例会において再度報告を行う。

第3節 行省会計

<詳細>

第65条 行省会計は、個々の活動を行う際に徴収した経費で賄われる財務である。

<目的>

第66条 行省会計は、会計の簡素化を図り、財源負担緩和の為にこれを設ける。

<納入義務>

第67条 行事参加者は、行事参加費を会計の指示により各自納入しなければならない。

<支出>

第68条 行省会計は、会計がこれを管理する。
但し行事終了後の保管は前述第56条第3項を適用する。

<決算>

第69条 会計は、行事の会計収支を決算する。

第7章 罰 則

<対象>

第70条 次の項目に該当する会員は、後述第71条の規定が適用される。

- ① 6ヶ月以上の会費滞納。
- ② 本会活動に参加する意志なき者。
- ③ 議決機関に参加する意志なき者。
- ④ 社会的見地において恥ずべき行為をした者。
- ⑤ 部内の個人情報^{みょうえい}を部外へ漏洩した者。
- ⑥ 総会参加意志のない者。

<罰則規定>

第71条 本会は、罰則規定として状況に応じた次の項目を段階順に定める。

- ① 部長による注意勧告
- ② 前述第10条第1項の権利剥奪。
- ③ 前述第10条第1項・第2項及び第3項の権利剥奪。
- ④ 退会勧告。
- ⑤ 部長による退会処分。

<行使>

- 第72条 ①前述第71条は、議決機関において出席者の3分の2以上の賛成を得られた場合に行使される。
②前項の議決の際、罰則規定の対象会員は出席者数に含めない。
③前述第71条2項及び3項の罰則適用期間は、原則として執行部が決定する。

<通達>

- 第73条 前述第71条の規定を適用する場合、部長は該当会員に通達しなくてはならない。

第8章 改正

<改正・成立>

- 第74条 ①本会則は、総会の場において会員より改正の発議があり、全会一致の承認を得られた場合にこれが成立する。
②改正された内容は、副部長が編集を行い、総会において執行部の中から指定された者が検閲を行う。

第9章 附 則

<施行>

- 第75条 本会則は、昭和47年4月1日より施行する。
第76条 本会則は、令和3年4月1日より改正施行する(令和2年度総会承認)。

創部 2002年(平成14年)